

2012年10月5日

株式会社 全国メンタルケアセンター 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL048-844-8971 / FAX048-844-8973

理事長 池本 誠



再申入書

平成24年7月16日付通知書のご送付ありがとうございました。

当会から既にお送りした書面に記載しました消費者契約法に関する内容は、当会の独自の解釈ではありません。当会からの平成24年7月3日付ご連絡文に記載のとおり、適格消費者団体に認められた差止請求関係業務に含まれるものです。

消費者契約法第12条第3項には、「適格消費者団体は、事業者が消費者契約を締結するに際し、不特定または多数の消費者との間で同法第8条から第10条までに規定する消費者契約の条項を含む意思表示を行うおそれがあるときは、その事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる」という旨が規定されております。以前お使用であった契約条項は、当会からの平成24年4月25日付申入書兼問合わせ文に記載させていただいたとおり、同法第8条から第10条に規定される消費者契約の条項に該当するものを含んでおりましたので、少なくとも同契約条項をお使用であった時点までは、同項にいう「意思表示を行うおそれ」があったということにならざるを得ません。したがって、当会としましては、平成24年7月3日付でお送りしたご連絡文に記載しましたとおり、同契約条項が変更され、現在の契約条項が同法に抵触しないものとなったことを確認させて頂けませんと、上記「おそれ」が残存しているものと考えざるを得ないのです。

以前の契約条項は現在お使用でないのご回答でしたので、現在お使用の契約条項をお示し頂き、今後、消費者に対して消費者契約法に抵触する条項が用いられるおそれがないことを確認させて頂きたいと考えます。

現在お使用の契約条項をご送付くださいますよう、再度申し入れます。

以 上